

宇部市長 公式ツイッター運用規定

1 趣旨

本運用方針は、宇部市ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、宇部市が市民等への情報提供媒体としてツイッターを運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 運営主体

政策広報室 秘書課

3 発信内容

- (1) 市長が参加した事業・イベント等に関する情報
- (2) 市の施策・事業に関する情報
- (3) 市の報道発表に関する情報
- (4) 市が主催・共催するイベントに関する情報
- (5) 市へ報道提供資料として提出された情報
- (6) その他運用主体が許可した情報

4 運用方法

- (1) 「いいね」「コメント」「ダイレクトメッセージ返信」「リツイート」及び「フォロー」は行わない。ただし、本市、国、山口県、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に運営主体が必要と認めるものはこの限りでない。
- (2) 当アカウントに対し、公序良俗に反する「いいね」「コメント」「ダイレクトメッセージ」等を繰り返し行うアカウント、そのほか宇部市が不適切と判断したアカウントについては、予告なくブロックする場合があります。
- (3) 本運用規定は、事前に予告なく変更する場合があります。

5 注意事項

注意事項に反するコメント等については、運営主体の判断で削除を行うことがあります。

- (1) 公序良俗又は法令に反し、又はそのおそれのある内容
- (2) なりすまし、虚偽又は詐称の内容やミスリーディングにつながる内容
- (3) 建設的な議論を妨げる内容
- (4) 第三者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容
- (5) スпам行為
- (6) 著作権、商標権など、市又は第三者の権利を侵害する内容
- (7) 政治活動、選挙活動、宗教活動
- (8) 自己の商品、店舗、会社の紹介、宣伝等の商業的行為を含む内容
- (9) 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- (10) わいせつ表現等を含む不適切な内容
- (11) 名誉、信用を傷つける内容
- (12) 他の利用者が不快と感ずる内容
- (13) その他公式ページの運営にあたり不適切と判断した内容

6 著作権

ツイッターにおいて投稿している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は宇部市に帰属します。ただし、宇部市が運営するツイッター上で、「リツイート」の機能を使用し、掲載していただくことは問題ありません。

7 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、掲載した情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではない。
- (2) 宇部市は、利用者が当アカウントの投稿内容を用いて行う一切の行為及びそれに関連して生じた直接・間接的な損害について、一切の責任を負わないものとする。

8 その他

- (1) ツイッターの利用について、何らかの理由による不都合が生じた場合は、予告なしに利用を中止し、内容の変更、削除又はアカウントそのものを削除することができるものとする。
- (2) 本運用方針に定めるもののほか実施について公式ツイッターの運用に関し必要な事項は、運用主体が別に定める。

本運用方針は、令和2年12月15日から施行する。